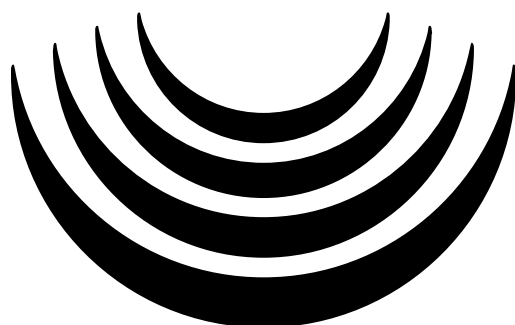


飛驒市小さなまちづくり応援事業
令和2年度事業 募集要項



H I D A C I T Y

飛驒市

令和2年1月

1. 事業趣旨

飛騨市小さなまちづくり応援事業は、市内を中心として活動を行う団体等を対象に、市民自らが行う「元気であんきな誇りの持てるふるさと飛騨市」を目指す事業プランを公募し、応募のあった事業プランを審査し、市が助成金を交付する制度です。

どんな小さなまちづくりでも応募可能です。

当該事業を通じて、多くの市民に各団体のまちづくり活動に興味をもっていただき、その活動が飛騨市全体に波及することを期待しています。

※まちづくりってなに？

「まち」とは、生活の範囲でありその時々で考え方が変わります。近所づきあいの範囲、集落の範囲、町内、市全域と、どれも「まち」として考えられます。

そのまちを自分たちで住みやすくする活動がまちづくりです。住みやすくするには、生活しやすくすることの他に、おもしろくすること、盛り上げること、子供を育てやすくなど幅広く含まれています。まちづくりは暮らしづくり。

※制度が大きく変わります！よくご確認ください！

2. 対象事業

令和2年4月以降（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に行う、以下の要件をすべて満たす事業とします。

- ア 飛騨市が元気になる事業
- イ 地域に根付いていくことを目的にした事業
- ウ 助成金の交付決定後に行う事業
- エ 他の補助金等の交付対象になっていない事業
(別事業の対象になる場合は、別事業が優先です。)

ただし、以下の事業を除きます。

- ア 特定の団体及び個人の直接的な利益のみを目的とした事業
- イ 宗教活動や政治活動を目的とした事業

3. 助成対象者

主に市内で活動を行っている各種団体及び個人

ただし、以下の団体及び個人は対象外とします。

- ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体
- イ 暴力団や暴力団員の統制下にある団体及び個人
- ウ 団体名の口座を所有していない団体

4. 助成対象経費

対象事業の実施に係る経費。ただし、次の経費を除く。

- ア 助成対象者の経常的な管理運営費
- イ 他の目的に転用できる備品の購入費
- ウ 助成対象者自らの飲食に係る経費

- エ 施設の改修、修繕等の経費
- オ 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は経費
- カ 政治活動に係る経費
- キ 参加者等からの費用弁償で賄われている経費
- ク その他本事業に適さないと認められる経費

5. 部門ごとの詳細

◇ ちょこっと支援部門（リニューアル）

(1) 助成内容

助成率 対象事業費の1/2以内 上限5万円

※今までの事業 施設利用料のみ

今からの事業 対象事業の実施にかかる経費（前述4を参照）

(2) 募集期間

随時受付可能（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(3) 申請書の提出

第1号様式～第3号様式「飛騨市補助金申請書」に必要事項を記載のうえ、提出先まで郵送又は持参してください。

〒509-4292 飛騨市古川町本町2-22

飛騨市役所 企画部 地域振興課 地域振興係 宛て

※持参される場合は、各振興事務所産業振興係・商工観光係でも可能です。

(4) 実績報告

事業実施の次年度に開催する実績報告会にて、事業報告若しくはポスター等での報告が必要です。（作成は市で支援します。）

(5) 備考

審査会及びプレゼンはありません。

◇ チャレンジ部門

(1) 助成内容

助成率 対象事業費の1/2以内 上限20万円

※プレゼン選考会により上乘せあり

上乘せ後 最大対象事業費の4/5以内 上限40万円

(2) 募集期間

年1回（令和2年1月14日～令和2年2月14日）

(3) 事業プランの提出

5. 応募方法をご覧ください。

(4) 実績報告

事業実施の次年度に開催する実績報告会にて、事業報告が必要です。

(5) 備考

審査会は書類審査のみです。

審査を通過した場合は、プレゼン選考会にて市民に対してプレゼンを行います。

6. 応募方法（チャレンジ部門）

（1）募集期間

令和 2年 1月14日（火）～ 2月14日（金）必着

（2）提出先

〒509-4292 飛騨市古川町本町2-22

飛騨市役所 企画部 地域振興課 地域振興係 宛て

※持参される場合は、各振興事務所産業振興係・商工観光係でも可能です。

（3）応募申込書の提出

別紙1「飛騨市小さなまちづくり応援事業応募申込書」に必要事項を記載のうえ、上記提出先まで郵送又は持参してください。

（4）応募の注意事項

- ・提出された応募申込書一式は返却しません。
- ・応募申込書等の書類は、その写しを審査員に配布します。（個人情報を除く）
- ・応募申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。
- ・継続事業の場合は、前年度の実績報告資料も併せて提出してください。

7. 選考方法（チャレンジ部門）

（1）事業プランの応募受付

期限までに必要書類を提出してください。

地域振興課で募集要項に準じているか、書類の不備等について確認を行います。修正等のアドバイスも行いますので、早めに相談してください。

募集要項に準じていない事業プランの場合は、**受付できない可能性があります。**

（2）審査会（書類審査）

市民審査員による書類審査を以下の基準で行います。（市民目線の審査）

この審査では、補助の対象とするか、しないのかの判断を行います。

※補助率等の変動はありません。

（3）プレゼン選考会

実施予定日 : 令和 2年 3月19日（木）

会場 : 古川町公民館（総合会館）2階大会議室

選考参加 : 市民の皆さんはどなたでも参加可能です。

参加された方は、各プレゼンを聞いて、応援したいと感じた事業に投票します。

その投票結果により、助成金が上乘せされます。

プレゼン参加 : チャレンジ部門の審査を通過した事業

上乘せ : チャレンジ部門のみが対象です。

上乘せは上限20万まで可能です。

ただし、対象事業費の8割を超える場合は、8割までとします。

上乘せの例

対象事業費	応募時の助成金	上乘せできる助成金の上限(8割)	助成金の最大金額
60万円	20万円	20万円	40万円
50万円	20万円	20万円	40万円
40万円	20万円	12万円	32万円
30万円	15万円	9万円	24万円
20万円	10万円	6万円	16万円
10万円	5万円	3万円	8万円

企業賞 : 市内企業に声をかけ、事業を応援したいと考えている企業の方にも選考会に参加いただきます。

(4) 留意事項

- ・この選考会終了後、4/1以降に交付申請が必要になります。
- ・選考会は、飛騨市ホームページで公開します。
- ・プレゼン選考会のプレゼンテーションでは、パワーポイント等（紙媒体の場合はPDFファイルに変換）を活用して発表していただきます。

8. その他

- ・飛騨市小さなまちづくり応援事業を受けて実施する場合には、飛騨市補助金交付規則（平成16年飛騨市規則第43号）及び飛騨市小さなまちづくり応援事業助成金交付要綱（平成28年告示第100号）を遵守してください。
- ・事業完了後に報告書を作成いただき、報告会を開催します。成功事例のみでなく、失敗事例も発表してもらいます。うまくいかなかった部分やその理由などを報告することで、次のまちづくりに活かすためです。
- ・事業内容等について、飛騨市のホームページ、広報等に掲載します。
- ・この申請により、事業に必要な会場の確保を約束するものではありません。各自で責任を持って予約を行ってください。
- ・本募集は令和2年度予算が約束されるものではありません。予算が成立しなかった場合、本事業は実施されません。
- ・本募集要項は、令和2年2月に改正予定の飛騨市小さなまちづくり応援事業助成金交付要綱を元に作成しています。
- ・プレゼンのみ参加（周知目的）を希望される方は、下記までお問い合わせください。

8. お問い合わせ先・応募申込書提出先

お問い合わせや各書類の提出先は次のとおりです。

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 企画部 地域振興課 地域振興係

電話 0577-62-8904 FAX 0577-73-7077

Mail chiikishinkou@city.hida.lg.jp